

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正内容

目黒区国民健康保険条例付則第7条の次に次の第8条から第10条までの3条を加える。

※以下の条例文案は、用語の定義や金額の端数処理方法等に係る記載など文案の一部を省略した概要版となっています。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 第8条** 給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 第9条** 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けられる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 第10条** 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けられるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

2 施行期日等

- (1) 施行日 改正条例の公布の日から施行する。
- (2) 適用期間 改正後の付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。
※規則で定める日は、令和2年9月30日とする。